

議案第113号

福岡市市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年6月12日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、地域決定型地方税制特例措置による固定資産税に係る特例割合を定めるとともに、前年の申告内容と異動がない場合における個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡略化する等の必要があるによる。

福岡市市税条例の一部を改正する条例

福岡市市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「及び第2項」を「及び第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第44条の4第2号中「第50条第3項第2号又は第5項第2号」を「第50条第4項第2号又

は第6項第2号」に改め、同条第3号中「第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号、第10項第3号又は第12項第3号」を「第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号、第10項第3号、第11項第3号又は第13項第3号」に改める。

第50条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第24条第2号中「第50条第3項第2号又は第5項第2号」を「第50条第4項第2号又は第6項第2号」に改め、同条第3号中「第3項第3号、第4項第3号又は第5項第3号」を「第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号」に改める。

附則第26条第2号中「第50条第3項第2号又は第5項第2号」を「第50条第4項第2号又は第6項第2号」に改め、同条第3号中「第3項第3号、第4項第3号又は第5項第3号」を「第4項第3号、第5項第3号又は第6項第3号」に改める。

附則第27条第7項中「3分の2」を「2分の1」に、「4分の3」を「14分の11」に、「2分の1」を「12分の7とし、同項第4号に規定する条例で定める割合は3分の1」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、

同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- (2) 第23条の3の改正規定及び次項の規定 令和7年1月1日
- (3) 第38条の改正規定 令和7年4月1日

(個人の市民税に関する適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市市税条例（以下この項において「新条例」という。）第23条の3第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき新条例第23条の3第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する適用区分)

3 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第5項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。